

さくら認定こども園

民営化基本方針

むかわ町

令和3年4月

企画町民課町民グループ

《目次》

1. 民営化の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 保育の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 保育需要の推移	
(2) 年齢別児童数	
(3) 特別保育の状況	
(4) 施設の状況	
4. 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方・・・・・・・・	4
(1) 公私連携保育法人（移管法人）が果たすべき役割	
(2) 民営化の進め方	
(3) 町の役割	
(4) こども園の職員について	
5. 民営化の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1) 実施時期	
(2) 民営化の方法	
(3) 公私連携保育法人となる法人の範囲	
(4) 公私連携保育法人の募集と選考	
(5) 引継ぎのための保育	
6. 民営化までの行程・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7. 資料 第2次むかわ町まちづくり計画（抜粋）	
第2期むかわ町子ども・子育て計画（抜粋）	

1. 民営化の趣旨

国では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実をめざすため、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されました。本新制度では、認定こども園の普及が促進され、さくら保育園においても平成28年度より、保育所型認定こども園として運営を開始し、一時保育や開所時間の拡大などニーズにあわせた教育・保育サービスを展開しているところです。

地域や家庭等社会の状況が大きく変化する中、就学前の教育・保育機能を備える穂別地区唯一のさくら認定こども園は重要な役割を担っています。

本町では、様々な子育て支援施策の充実に取り組んでいますが、さくら認定こども園においても保育ニーズが多様化する中で期待される役割もこれまで以上に増大しています。また、園舎については、建築後40年以上経過していることから老朽化が著しく、将来を見据えた建替えなどの検討が必要な時期となっており、今まで以上のサービスの提供や環境整備の実現に向けては、効果的・効率的な子育て施策展開が求められるところです。

このような背景のなか、単にコスト削減のみを目的とするものではなく、これまでのさくら認定こども園が培ってきた役割は継承しつつ、民間事業者が持つ機動性や柔軟性を活かした保育サービスを提供し、安定的・持続的な認定こども園運営により、保育環境の向上や子育て支援に寄与することを目的に、さくら認定こども園の民営化を進めます。

2. 現状と課題

【現状】

- ・少子化の進行
- ・保護者の雇用形態の多様化
- ・核家族化や地域での人間関係の希薄化などによる子育てに対する不安感、負担感の増加
- ・配慮を要する児童の増加
- ・質の高い幼児期の保育ニーズの増加
- ・保育士の確保難
- ・子育て支援拠点の環境整備

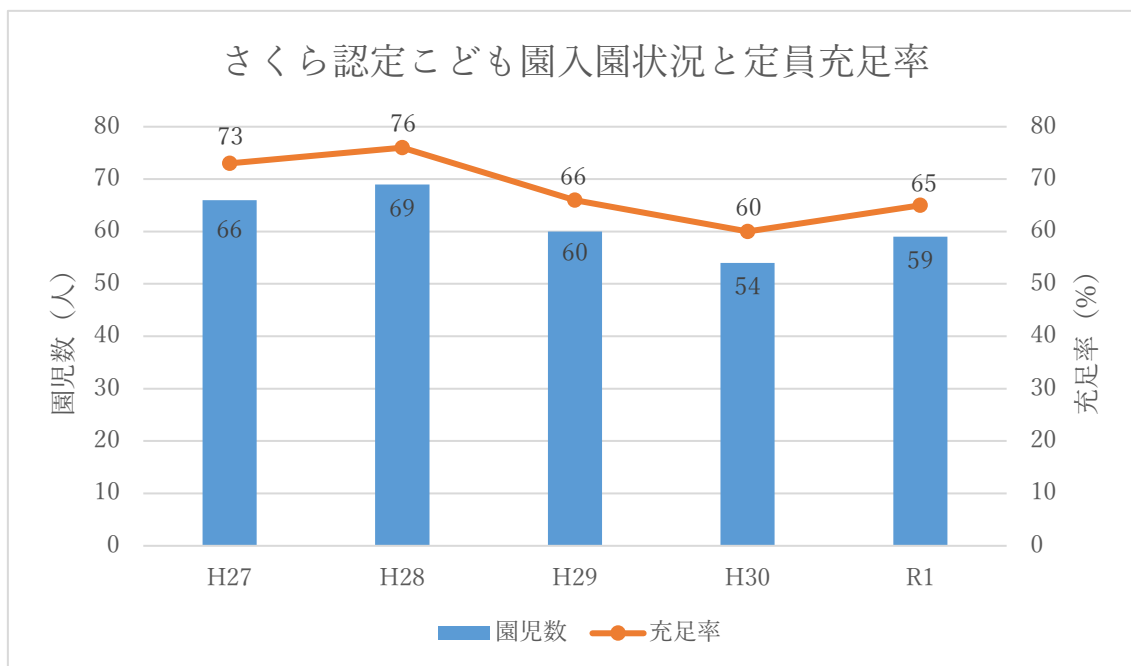
【課題】

- ・さらなる地域子育て支援の充実（子どもと子育て家庭を支援）
- ・質の高い幼児教育、保育の総合的な提供（子どもの教育、保育環境を整備）
- ・発達を支える環境づくりの推進（一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援）
- ・保育士等の確保対策（人材育成・確保対策や雇用環境の増進）
- ・安全、安心な子育て支援拠点の充実（民間による施設、環境整備の推進）

3. 保育の状況

園児数は、定員 90 名に対し、70～50 名の間を推移しており、民間移行時には、現状に沿った定員に縮小することを検討します。

(1) 保育需要の推進（充足率は、定員 90 名に対する率）



(2) 年齢別児童数（各年度末）

	H27	H28	H29	H30	R1
0 歳児	3	3	3	5	6
1 歳児	6	9	3	6	14
2 歳児	9	7	9	5	9
3 歳児	17	16	10	12	7
4 歳児	14	19	17	11	13
5 歳児	17	15	18	15	10
計	66	69	60	54	59

(3) 特別保育の状況

一時保育、乳児保育を実施しており、延長保育は幼稚部のみ、休日保育は実施していません。0歳児の保育人数は増加傾向にあります。

区分		H27	H28	H29	H30	R1
一時保育 (一般型)	実人数	—	4	10	9	5
	延人数	—	33	64	31	42
乳児保育 (0歳児)		3	3	3	5	6

(4) 施設の状況

園舎においては、建築後40年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

建設年	昭和52年11月21日	構 造	鉄筋コンクリート平屋建
面 積	840.50㎡	土 地	町有地

4. 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方

地域の未来を担う子どもたちを育むため、良質な保育環境で幼児期の教育・保育を提供し、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援の充実を図ります。

(1) 公私連携保育法人(移管法人)が果たすべき役割

- ① 認定こども園で培われた教育・保育を継承しつつ、多様化する保育需要に柔軟に対応する保育サービスを提供し、安定的・持続的な運営に努めること。
- ② 一時保育の充実、育児相談・育児講座の開催や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域の子育てを支援する役割や機能の充実に努めること。
- ③ 子どもたちが地域の豊かな自然を享受でき、自然を通じて豊かな人間性を育むことができるよう、木育や食育など民間事業者の特色ある保育事業の提供に努めること。
- ④ 地域における子育ての拠点として、子ども達が安全・安心に過ごせるよう施設・環境整備の推進に努めること。

(2) 民営化の進め方

民営化を進めるにあたっては、「子どもの最善の利益」の確保に重点を置くとともに、運営主体が民間に移行することによる在園児やその保護者の不安解消に向け、保護者との信頼関係が図れるよう進めていきます。

(3) 町の役割

- ① 公私連携型保育所（認定こども園含む）として、協定を結び町の関与を明確にしつつ、保育の実施責任者として、こども園が適正に運営されるよう指導します。
- ② 保育士の確保や研修の実施を支援し、専門知識や豊富な経験を必要とする障がい児保育に取り組むなど、良好な保育環境で子どもたちが教育・保育を受けられるよう支援します。
- ③ 民営化後において、保護者、法人、町との三者の定期的な協議の場を設け、問題が生じた場合には、解決に向け助言・指導を行います。
- ④ 民営化後においてもこども園での生活が子どもたちに有益となるよう、保護者や地域の方との連携に努めます。

(4) こども園の職員

- ① 正職員 配置転換となります。（2年間、公私連携保育法人へ派遣し、緩やかな職員の入替や引継ぎを行うことも想定。）
- ② 会計年度任用職員 民営化後もこども園で勤務を希望する場合は、公私連携保育法人が雇用することを条件とします。

5. 民営化の実施について

(1) 実施時期

子どもたちへの影響、保育サービス、保育環境などの検証をふまえ、早期に民営化を進めます。・・・令和4年4月1日より、公私連携保育法人による運営開始

(2) 民営化の方法

民営化には、業務委託、指定管理制度、民間移譲のほか「児童福祉法」及び「認定こども園法」の改正により「公私連携型保育所」等が創設されました。

「公私連携型保育所」は、設置・運営主体は民間法人となり、町は移管法人と協定を締結し、土地・建物など設備の無償または廉価による譲渡・貸し付けや設置手続きの特例（届出による設置が可能）など、設置の支援を行いつつ、人員配置や提供する教育・保育の運営などに関与し、適正な運営が行われるよう担保することになります。

公私連携施設は民設民営であり、施設整備は国の保育所等整備交付金（国1/2、町1/4、事業者1/4）を活用することができます。また、運営費の負担割合が国1/2、道1/4、町1/4となることから、町の財政負担が軽減されます。

(3) 公私連携保育法人となる法人の範囲

本町内に法人本部を有する社会福祉法人（取得予定の法人含む）または学校法人とします。

（４）公私連携保育法人の募集と選定

公私連携保育法人の指定に関する要綱により、適正かつ公平な選考を行います。

（５）引継ぎのための保育

（ア）保育士や保育環境の変化による子どもや保護者への負担や影響を最小限とするため、保護者・法人・町の三者による話し合いの場を設置します。

（イ）町は、引継ぎが円滑に行われているか進行管理するとともに、問題が生じた場合には、指導します。

6. 民営化までの行程

認定こども園の民営化にあたっては、何よりも保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。町と保護者の皆さんが十分に話し合い、共通認識を形成したうえで民営化を進めていきます。

期間	保護者の皆さん	町
令和2年度	・ 庁内検討会 むかわ町子ども・子育て会議にて説明 ・ 民営化の考え方提示 ・ 職員説明会 保護者意見交換会	
令和3年度	・ 民営化への理解、協力 ・ 意見、要望を方針に反映 ・ 議会説明 ・ 民営化基本方針の決定 ・ 公私連携保育法人の指定に関する要綱策定 公私連携保育法人の募集 選定委員会 書類審査、ヒヤリングの実施 公私連携保育法人の決定 協定の締結・指定 ・ 三者協議会への参加 公私連携保育法人の設置届出 より良い運営のための保護者・法人・町による 話し合いの場の設置（三者協議会） スムーズな移行に向けた 引継ぎ保育等の協議 公私連携保育法人による運営開始	
令和4年度	・ 公私連携法人への指導、支援	

7. 資 料

第2次むかわ町まちづくり計画（令和3年度～令和13年度）

45ページ ③幼児教育・保育サービスの充実

主な成果指標	基準値（R2）	目標値（R7）
認定こども園入園率（％）	68.9	70.0

③-1 現状と課題

共働き家庭の増加、女性就労者の就労形態の変化に伴い、多様化する保育ニーズなどに対応するため、事業者への意識啓発のほか、幼児教育や保育サービスの充実がもてられています。

③-2 施策の方針

家庭・職場・地域が一体となった子育てへのサポートのほか、子育て家庭を支援するサービスの充実と情報提供、相談支援体制の強化を図り、子育て世代が仕事と家庭を両立することが可能な環境づくりを目指します。

③-3 具体的な取り組み

【子育て家庭への支援の充実】

認定こども園の預かり保育などにおいて、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭への就労を支援するための、延長保育や土曜日保育、一時預かりの充実を図ります。

【子育て支援環境の充実】

子育ての相談や親子でのふれあいによる子育て支援環境の充実のため、子育て世代包括支援センターの機能の強化を図ります。

【配慮を要するこどもへの支援の充実】

子どもの発達状況に応じて、保護者や関係機関と連携を図りながら、日常生活における適応などに関する支援をします。

③-4 主な事業

- 認定こども園の運営支援
- 子育て世代包括支援センターの運営
- 発達支援センターの運営
- さくら認定こども園の民営化
- 保育職員人材育成・確保支援対策事業



第2期むかわ町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

34ページ



【基本目標2】子どもの教育・保育環境を整備します
幼児期の教育・保育の充実

【施策の方向】

教育・保育ナースに対応した教育・保育事業の提供体制等の推進に努めます。

【主な施策】

No	施策名称	事業概要
1	認定こども園・保育所の提供体制等の整備	保育所、認定こども園の提供体制及び利用環境の充実を図るとともに、教育・保育の質の向上に努めます。また、保護者の就労時間等にも配慮した開設時間の充実に努めるとともに、保護者が就労していない就学前児童の教育・保育ニーズに対応した運営体制等の整備に努めます。 ※保育時間の拡充 ※認定こども園運営補助 ※基準条例に基づく、保育士等の研修機会の充実 ※保育士確保の取り組みの検討
2	さくら認定こども園の民営化の推進	これまでさくら認定こども園が培ってきた役割は継承しつつ、多様化する保育需要に対応し、安定的・持続的な運営により、保育環境の向上や地域における子育て支援に寄与することを目的とし、民営化の推進を図ります。
3	認定こども園保育所の環境整備	地域における子育ての拠点として、また、こどもがのびのびと成長できる場として、安心・安全に過ごせるよう施設・環境整備に努めます。